

パプアニューギニアの知的財産法

遠藤 誠¹

I はじめに

パプアニューギニア独立国（英語では「Independent State of Papua New Guinea」。英語の略称は「PNG」）は、オーストラリアの北、赤道の南に位置し、ニューギニア島²の東半分及び1万以上の小さな島々からなる立憲君主制国家である。ニューギニア島では、西側の国境でインドネシアに接する。エリザベス女王が英国女王とパプアニューギニア女王を兼ねており、パプアニューギニア国家元首とされるが、形式的な権限しかない（実際には、総督が女王の代行を務めている）。国土の面積は、メラネシアで最大の約46万平方キロメートルであり、日本の国土の約1.25倍の大きさである。首都はポートモレスビー、通貨はキナである。公用語は英語、トク・ピシン語、ヒリ・モツ語及びパプアニューギニア手話であるが、パプアニューギニア各地では、約800の少数民族言語が話されている。人口は、メラネシアで最も多い約995万人である³。

パプアニューギニアには、4万年以上前から原住民が居住していたが、1526年にポルトガル人のデ・メネセスが到達した。その後、オランダ、ドイツ及び英国が領有権を争ったが、1884年に、それら3か国の間で、ニューギニア島の西半分はオランダ、北東部はドイツ、南東部は英国が支配するとの合意が成立した。その後、ドイツと英国の支配していた地域（即ち、ニューギニア島の東半分）は、オーストラリアの委任・信託統治領となったが、1975年に英連邦（コモンウェルス）の1国として独立した。なお、太平洋戦争時には、日本軍がニューブリテン島ラバウルを拠点として戦線を拡大し、ニューギニア島北部を含む各地を日本軍が占領したが、米豪連合軍との激戦の結果、日本軍は敗退した⁴。

パプアニューギニアは、英国の保護領及びオーストラリアの委任・信託統治領であったことから、英国法⁵及びオーストラリア法の法体系を多く導入し、いわゆる判例法主義の法体

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）、BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² ニューギニア島は、グリーンランド島に次ぎ、世界第二位の面積を有する島である。

³ 本稿におけるパプアニューギニアの概要及び歴史については、『データブック オブ・ザ・ワールド 2024年版』（二宮書店、2024年）470～471頁等を参照した。

⁴ 漫画家の水木しげる氏は、1943年に、陸軍の二等兵としてラバウルに送られた。既に日本の敗色が濃厚となっていた状況下で、マラリアに感染し、左腕を失う等、過酷な戦争体験を重ねる中、現地で敗戦を迎えた。詳しくは、『水木しげるのラバウル戦記』（筑摩書房、1997年）等を参照されたい。

⁵ 本稿において「英国法」とは、「イングランド及びウェールズ」の法体系を指す。

系を採用した。判例法には、1975年9月16日の独立日以前における英国の判例法（コモン・ロー及びエクイティ）と、独立後のパプアニューギニアの裁判所の判例が含まれる。また、とくにオーストラリアによる統治の時代には、多くの法令が成文法として制定され、独立後も多くの成文法が制定されている。即ち、パプアニューギニアが判例法主義の法体系を採用しているといっても、裁判において拠り所となる「法源」には、判例だけではなく、制定された法令（憲法、組織法（Organic Law）、議会制定法、緊急規則、州法、基層法等）も含まれる。パプアニューギニアの内陸部は、1960年代になるまで未開の地であり、英国及びオーストラリアの支配は及んでいなかった地域が多い。現在でも、パプアニューギニアの各地には、血縁関係を中心とする多数の生活共同体（ワントク）が存在しており、良くも悪くも、利害調整や紛争解決等の機能を担っている。そのため、パプアニューギニアの法体系においては、慣習法の占める割合が高いといえる。2000年に採択された「基層法に関する法律」（Underlying Law Act）は、共同体の伝統的な慣習及び正義の理念に基づく基層法が、憲法及び議会制定法に反しない限り、効力を有するものとしている。各法源の適用順序は、①制定法、②基層法、③慣習法、④判例法である⁶。

パプアニューギニアは、金、銅、原油、天然ガス等の鉱物資源が豊富であり、とくに天然ガスは半分程度が日本に輸出されている。農産物では、パーム油、コーヒー豆、木材の産出量が多い。水産物では、日本へのマグロの輸出量が多い。観光業も盛んであり、とくにスキューバ・ダイビングのスポットとして注目されている。但し、現在でも、経済的自立は困難であり、とくにオーストラリアから多額の援助を受けている。

パプアニューギニアの貿易相手国は、輸出・輸入とも、第1位はオーストラリアであり、現在でも、オーストラリアの影響が強いが、最近では、次第に中国の存在感が増している。パプアニューギニアは、APEC、太平洋諸島フォーラム（Pacific Islands Forum, PIF）に加盟しているほか、ASEANの特別オブザーバーでもある。

II 知的財産法全般

パプアニューギニアの現行の知的財産法としては、「特許及び工業意匠法」（2001年1月19日施行）、「商標法」（1978年10月18日施行）、「著作権及び隣接権法」（2000年11月8日施行）等がある⁷。パプアニューギニアでは、とくにオーストラリアによる統治の時代に、多くの法令が成文法として制定され、独立後も多くの成文法が制定されてきた。知的財産法の分野では、基本的に、成文法が存在しており、ほとんどの問題は成文法の規定の解釈に関わっているが、裁判所の判例も、重要な役割を果たす。判例法には、1975年9月16日の

⁶ <https://unimelb.libguides.com/png>

⁷ 本稿におけるパプアニューギニアの知的財産権関連法令に関する訳語は、原則として、特許庁ウェブサイトに掲載されている和訳に従った。

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/mokuji.html>

独立日以前における英国の判例法（コモン・ロー及びエクイティ）と、独立後のパプアニューギニアの裁判所の判例が含まれる。また、営業秘密侵害及び詐称通用（**passing off**）等の問題については、成文法の明文規定は無いが、判例法により妥当な解決が図られることとなっている。

パプアニューギニアの知的財産法制度の中心的機関は、パプアニューギニア知的財産局（**Intellectual Property Office of Papua New Guinea, IPOPNG**）⁸である。パプアニューギニア知的財産局は、投資促進庁（**Investment Promotion Authority, IPA**）の一部門であり、首都ポートモレスビーに所在し、特許、意匠、商標及び著作権を管轄する。

パプアニューギニア知的財産局への特許出願手続の大部分は、「**IPOPNG e-Filing**」⁹システムにおいてオンラインで行われる（紙の原本での提出が必要な一部の手続を除く）。このシステムは、世界知的所有権機関（**WIPO**）が管理・支援する知的財産自動化システム（**IPAS**）と呼ばれる最新の知的財産権付与・登録システムによって支えられている。このシステムは、特許・意匠・商標の出願等の手続の完全自動化を可能にしているほか、特許・意匠・商標に関する全ての物理的ファイルや紙文書のデジタル化を可能にしている。パプアニューギニア知的財産局は、商標管理に必要な能力を有する一方、特許出願の調査及び実体審査に関しては、オーストラリア知的財産庁（**IP Australia**）から技術支援を受けている。この技術支援は、パプアニューギニア知的財産局とオーストラリア知的財産庁との二国間協力協定によって実現されている¹⁰。

パプアニューギニアは、知的財産権に関するいくつかの国際条約に加盟している。例えば、**WTO** 協定、**TRIPs** 協定、**WIPO** 設立条約、工業所有権の保護に関するパリ条約、特許協力条約（**PCT**）等である。

III 特許

1 概要

「発明」とは、発明者の着想であって、技術の分野における特定の課題の実際上の解決を可能にするもので、かつ、製品若しくは方法であるか、又は製品若しくは方法に関連するものをいう。但し、①発見、科学的理論若しくは数学的方法、②事業の遂行、純粋に精神的な活動の実行、若しくはゲームの実行のための計画、規則若しくは方法、③診断、治療及び外科の方法（但し、人間又は動物に係る処置において当該方法に用いられる製品を除く）を含まない。

発明に特許権が付与される要件は、①新規性、②進歩性、③産業上利用可能性等である。但し、①公の秩序若しくは善良の風俗に反する発明、②環境に重大な害を及ぼす発明には、

⁸ <http://ipopng.gov.pg/>

⁹ <https://online.ipopng.gov.pg/efiling/>

¹⁰ <https://ipopng.gov.pg/about-ipopng/>

特許権は付与されない。

新規性については、絶対的新規性が採用されている。即ち、出願日又は優先日前に、世界のいずれかの場所において、発明の内容が、公知、公用又は刊行物に記載されている場合には、新規性はなく、特許を受けることはできない。新規性喪失の例外が認められる場合としては、発明の公衆への開示につき、①当該開示が特許の出願日又は優先日に先立つ 12 か月の間に行われており、且つ②当該開示が出願人若しくはその前権原者により実行された行為の故であったか若しくはその結果によるものであったか、又は出願人若しくはその前権原者に関わりなく第三者により実行された濫用の故であったか若しくはその結果によるものであった場合が挙げられる。

進歩性については、当該発明の出願日又は優先日より前に存在した一般知識に照らして当該発明に係る技術の熟練者に自明でなかった場合に認められる。

産業上利用可能性については、当該発明が、いずれかの種類の産業において製造又は使用することが可能な場合に認められる。ここにいう「産業」はその最も広い意味に解釈され、手工芸、農業、漁業及びサービスを含む。

特許を受ける権利は、発明者に属する。2名以上の者が共同で発明を行った場合は、特許を受ける権利は、これらの者に共同で属する。雇用契約の履行中に発明が行われた場合、特許を受ける権利は、契約に別段の規定がない限り、使用者に属する。

2 出願

日本企業がパプアニューギニアで特許権の付与を受けようとする場合、パリ条約ルートでパプアニューギニア出願をすること、及び特許協力条約 (PCT) ルートで国際出願をすることが可能である。パリ条約ルートの場合、外国における出願の優先権を主張するためには、最初の出願日から 12 か月以内にパプアニューギニア知的財産局に出願しなければならない。特許協力条約 (PCT) ルートの場合、優先日から 31 か月以内にパプアニューギニア国内段階に移行しなければならない。

パプアニューギニア国内出願については、パプアニューギニア国内に住所又は居所を有しない外国出願人は、パプアニューギニア国内の代理人に出願を委託しなければならない。出願言語は、英語である (意匠、商標の場合も同じ)。

特許分類については、ストラスブール協定に基づく国際特許分類が用いられる。

3 審査

出願書類がパプアニューギニア知的財産局に提出されると、方式要件の審査が行われる。

登録官から請求された場合、出願人は、登録官が定める期限内に、当該出願に係る特許発明と同一の又は本質的に同一の発明に関して出願人が行った外国出願の情報を提供し、且つ外国出願に関する審査結果・特許証・拒絶決定・特許無効決定の写しを提出しなければならない。これら外国出願の情報の提供及び写しの提出も、方式要件に含まれる。

登録官は、出願が方式要件を満たしていないと考える場合、出願人に対し、登録官が定める期限内に、登録官が指示する方法で、訂正・補正、意見書の提出を求めることができる。登録官が定めた期限の到来後に、出願人が登録官の求めに応答したか否かに関わらず、登録官は、依然として出願が方式要件を満たしていないと考える場合、出願を拒絶し、出願人に対し書面で拒絶決定を通知する。

4 登録

登録官は、方式要件が満たされていると認めた場合、特許を付与する。登録官は、特許が付与された後速やかに、当該特許を特許登録簿に記録し、特許付与の証明書及び特許証を出願人に交付し、且つ公報において特許付与を公告する。

特許の有効期間は、出願日から 20 年である。

利害関係人は、特許権の登録後、特許の無効を主張して、裁判所に対し、特許権無効訴訟を提起することができる。特許の無効の法的根拠としては、「発明」の定義に合致しないこと、特許要件のいずれかを満たさないこと、特許権者が発明者又はその権原承継人でないこと等が挙げられる。裁判所の判決により無効にされた特許、又はその特許に由来する請求権若しくは請求権の一部は、特許付与日から無効であったものとみなされる。無効請求を行った者は、特許を無効にするとの裁判所の決定を直ちに書面で登録官に通知しなければならない。登録官は、特許登録簿に必要な訂正を施し、速やかに当該決定を官報等において公告する。

5 侵害

「特許発明の実施」とは、(1) 特許の対象が製品である場合は、①当該製品の製造、使用、賃貸の申出、販売及び輸入、及び②販売の申出、販売又は使用の目的での当該製品の貯蔵、(2) 特許の対象が方法である場合は、①当該方法の使用、及び②当該方法を用いて直接得られた製品の使用、販売の申出、販売及び輸入をいう。特許権者の許諾を得ずに特許発明をパプアニューギニア国内において実施することは、特許権侵害を構成する。

特許が侵害された又は侵害されるおそれがあると裁判所が認めた場合、裁判所は、特許権者又はその他の利害関係人の申請に基づき、①裁判所が適切と考える条件がある場合、差止命令を出すこと、②何れかの車両、船舶、航空機、建築物又は敷地にある物の検査を命じ、かつ、当該検査に関して裁判所が適切であると考え条件又は指示事項があればこれらを課すこと、③損害賠償を裁定すること、④利益の計算を命じることができる。

IV 意匠

1 要件

「意匠」とは、線若しくは色彩の何らかの組合せ、若しくは何らかの立体形状、又は線若

しくは色彩と関連しているか否かを問わず何らかの材料であって、工業又は手工芸の製品に特別の外観を与え、工業又は手工芸の製品の模様として役立ち、かつ、眼に訴え、眼によって判断されるものをいう。部分意匠は認められない。

意匠登録が認められる要件は、①新規性、②独創性等である。但し、①公の秩序又は善良の風俗に反する意匠、②技術的成果を得ることのみに役立ち、外観の特徴について主観の入る余地を残さない意匠は、登録が認められない。

新規性については、絶対的新規性が採用されている。即ち、出願日又は優先日前に、世界のいずれかの場所において、当該意匠が、公知、公用又は刊行物に記載されている場合には、新規性はなく、登録を受けることはできない。新規性喪失の例外が認められる場合としては、意匠の公衆への開示につき、①当該開示が特許の出願日又は優先日に先立つ12か月の間に行われており、又は②当該開示が出願人若しくはその前権原者により実行された行為の故であったか若しくはその結果によるものであったか、又は出願人若しくはその前権原者に関わりなく第三者により実行された濫用の故であったか若しくはその結果によるものであった場合が挙げられる。

意匠登録を受ける権利は、創作者に属する。2名以上の者が共同で意匠を創作した場合は、意匠登録を受ける権利は、これらの者に共同で属する。雇用契約の履行中に意匠が創作された場合、意匠登録を受ける権利は、契約に別段の規定がない限り、使用者に属する。

2 出願

日本企業がパプアニューギニアで意匠登録を受けようとする場合、パリ条約ルートでパプアニューギニア出願をすることが可能である。パリ条約ルートの場合、出願人又はその前権原者がパリ条約の締約国又は世界貿易機関の構成国である国において又は当該国について行った1又は2以上の先の国内出願、地域出願又は国際出願の優先権を主張する宣言を含めることができる。

登録官は、意匠が平面のものである場合において、登録の前はいつでも、出願人に対し、当該意匠を具体化している物品の見本を提供するよう書面で求めることができる。

3 審査

出願書類がパプアニューギニア知的財産局に提出されると、方式要件の審査が行われる。

登録官は、出願が方式要件を満たしていないと考える場合、出願人に対し、登録官が定める期限内に、登録官が指示する方法で、訂正・補正、意見書の提出を求めることができる。登録官が定めた期限の到来後に、出願人が登録官の求めに応答したか否かに関わらず、登録官は、依然として出願が方式要件を満たしていないと考える場合、出願を拒絶し、出願人に対し書面で拒絶決定を通知する。

4 登録

登録官は、方式要件が満たされていると認めた場合、当該意匠を登録する。登録官は、意匠が登録された後速やかに、当該意匠を意匠登録簿に記録し、意匠登録の証明書を出願人に交付し、且つ公報において当該意匠登録を公告する。

意匠権の存続期間は、出願日から 5 年であるが、さらに 5 年の延長を 2 回申請することが可能であるため、最長で出願日から 15 年となる。意匠登録の更新は、登録の満了に先立つ 6 か月の間に、意匠登録者又はその代理人が更新することができる。

利害関係人は、意匠の登録後、裁判所に対し、意匠登録無効訴訟を提起することができる。意匠登録の無効の法的根拠としては、「意匠」の定義に合致しないこと、意匠登録要件のいずれかを満たさないこと、意匠登録者が創作者又はその権原承継人でないこと等が挙げられる。裁判所の判決により無効にされた意匠登録、又はその意匠登録に由来する請求権若しくは請求権の一部は、意匠登録日から無効であったものとみなされる。無効請求を行った者は、意匠登録を無効にするとの裁判所の決定を直ちに書面で登録官に通知しなければならず、登録官は、特許登録簿に必要な訂正を施し、速やかに当該決定を官報等において公告する。

5 侵害

「登録意匠の実施」とは、登録意匠の複製であるか又は実質的に複製である意匠が組み込まれている物品の製造、賃貸の申出、販売又は輸入をいう。意匠登録者の許諾を得ずに登録意匠をパプアニューギニア国内において実施することは、意匠権侵害を構成する。

意匠権が侵害された又は侵害されるおそれがあると裁判所が認めた場合、裁判所は、意匠権者又はその他の利害関係人の申請に基づき、①裁判所が適切と考える条件がある場合、差止命令を出すこと、②何れかの車両、船舶、航空機、建築物又は敷地にある物の検査を命じ、かつ、当該検査に関して裁判所が適切であると考える条件又は指示事項があればこれらを課すこと、③損害賠償を裁定すること、④利益の計算を命じることができる。

V 商標

1 概要

「商標」とは、商品と、所有者として又は登録使用者として、その者の識別を表示するかしないかを問わず、当該標章を使用する権利を有する者との間の取引の過程における関連性を示す目的で、又はその関連性を示すために、商品に関して使用される若しくは使用が予定される標章をいう。「標章」は、図案、銘柄、見出し、ラベル、券、名称、署名、言葉、文字若しくは数字、又はそれらの任意の組み合わせを含む。

登録官は、すべての登録商標の詳細事項及びその他の所定事項が記載されている「商標登録簿」を設置し維持する。商標登録簿は 2 部に分割され、A 部と B 部がある。A 部に登録可能な商標は、①特別若しくは特定の方法で表示される個人の名称、②登録出願者若しくはは

その事業における前任者の署名、③造語、④登録しようとする商品の特徴若しくは品質への直接的な言及がなく、且つ、通常の意味において、地理的名称若しくは姓でない言葉、⑤その他の特徴的な標章、を包含し又は構成される場合である。これら以外の言葉は、証拠により特徴的であることが示されない限り、A部に登録することはできない。また、B部に登録可能な商標は、登録をしようとしている商品について、登録を求める出願人が取引上関係しているか、又は関係している可能性がある商品について、識別力がある場合、又は識別力はないが識別力を有するようになる可能性がある場合である。

2 出願

パプアニューギニアは、標章の国際登録に関するマドリッド協定、標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書に加盟していないが、工業所有権の保護に関するパリ条約には加盟している。

英語以外の言語又はローマ字以外の文字を含む商標登録の出願を行う場合、出願人は、出願と同時に、登録官に対し、①当該言語の英訳文、及び②当該文字をローマ字に書き換えたものを提出しなければならない。

パプアニューギニアでは、一商標多区分制は採用されていない。

商品・役務の分類については、ニース協定に基づく国際分類が用いられる。

3 審査

商標出願に対しては、方式要件及び実体要件の両方について審査が行われる。

不登録事由としては、①その使用が誤認若しくは混同を引き起こすおそれがあるもの、②その使用が法に反することになるもの、③醜事若しくは不快感を与える事項で構成され若しくはそれらを含むもの、④法廷で保護を受けることができないもの等がある。

登録官は、方式要件及び実体要件のいずれかについて満たしていないと判断した場合、出願全体を拒絶することもできるし、出願人に対し、登録官が定める期限内に、登録官が指示する方法で、訂正・補正を求めることができる。登録官が定めた期限の到来後に、出願人が登録官の求めに応答したか否かに関わらず、登録官は、依然として出願が要件を満たしていないと考える場合、出願を拒絶し、出願人に対し書面で拒絶決定を通知する。

4 登録

登録官が、方式要件及び実体要件の両方を満たしていると判断した場合、異議申立のために出願内容が公告される。出願公告日から3か月間、誰からも異議申立てが行われず、又は異議申立てに理由が無いと判断・決定された場合、商標登録が認められ、出願人に商標登録証が発行される。

登録商標権の存続期間は、出願日から10年であり、以後10年ごとに何回でも更新することができる。更新の申請は、期間満了前の6か月以内に行う必要がある。但し、存続期間

を過ぎてしまった場合でも、12 か月以内であれば、商標登録の回復を受けることができる可能性がある。

登録商標権者は、登録商標の存続期間中も更新の際も、当該登録商標の使用証拠をパプアニューギニア知的財産局に提出する必要は無い。但し、登録商標が3年以上使用されていないときは、第三者の請求により、当該登録商標は取り消される可能性がある。

5 侵害

登録商標権者又はライセンシー以外の者が、商標権者の許諾なく、商標権の有効期間中に、パプアニューギニア国内で、当該商標が登録された商品に関して、取引の過程で、当該商標と実質的に同一である又は誤認混同を生じるほど類似する標章を使用した場合、商標権侵害の責任を負わなければならない。

B部の商標登録簿に登録された商標の侵害訴訟において、被告が、原告が訴える標章の使用は、①誤認又は混同を引き起こす可能性はない、又は、②取引の過程において当該登録商標者等との間の関連性を示しているとは受け取られない、との裁判所の心証を確立するまでの立証をした場合、差止命令若しくはその他の救済は原告に付与されない。

登録商標権者は、商標権侵害訴訟において、侵害行為の差止、損害の賠償、利益の清算を請求することができる。

VI 著作権

1 概要

著作権については、「著作権及び隣接権法」に規定されている。

パプアニューギニアはベルヌ条約の加盟国ではないが、TRIPS協定には加盟しているため、実質的にはベルヌ条約等の遵守以上の義務を負っているといえる。

2 著作物

著作物にはさまざまなものが含まれるが、「文学的・芸術的領域における独創的な知的創作物」としては、①書籍、パンフレット、記事、コンピュータ・プログラム、②スピーチ、講演、演説、説教、③演劇、演劇音楽作品、パントマイム、振付作品、その他舞台作品のために創作された作品、④音楽作品、⑤視聴覚作品、⑥建築作品、⑦デッサン、絵画、彫刻、リトグラフ、タペストリー、⑧写真作品、⑨応用美術作品、⑩地理、地形、建築、科学に関するイラスト、地図、図面、スケッチ、立体作品等がある。また、「二次的著作物」としては、①作品の翻訳、翻案、編曲、その他の変形又は変更、②機械形式、可読形式、その他の形式を問わず、著作物及びデータベースの集合、③フォークロアの表現¹¹等がある。

¹¹ 「フォークロアの表現」とは、口頭で、模倣によって、又はその他の手段によって伝えられる、共同社会の文化的・社会的アイデンティティ、その基準及び価値の適切な表現と

著作権法で保護されないものとしては、①アイデア、手順、システム、操作方法、概念、原理、発見、又は単なる日付、②立法、行政、法的性質の公式文書又は公式翻訳等がある。

3 著作権

著作財産権が最初に帰属する者は、著作物を創作した著作者である。個人又は法人に雇用された著作者がその雇用の過程で創作した著作物の著作財産権は、書面による合意に基づく別段の定めがない限り、雇用主に帰属する。

著作権者は、自己の著作物を排他的に利用する権利を有する。権利の内容は著作物の種類により異なるが、①作品を複製すること、②作品を翻訳すること、③作品を翻案、編曲等すること、④販売、貸与等の方法により、著作権者によって許諾された頒布の対象になっていない作品又は複製物を公衆に頒布すること、⑤視聴覚著作物、録音物、コンピュータ・プログラム、データベース又は楽譜の形態で具現化された著作物の作品又は複製物を、当該作品又は複製物の所有権にかかわらず、貸与等すること、⑥作品の複製物を輸入すること、⑦作品又は複製物を公に展示すること、⑧作品を公開演奏すること、⑨作品を放送すること等がある。

また、著作者人格権も保護される。具体的には、①作品の複製物及び公の利用に際し、自己の名前を目立つように表示すること、②作品の複製物及び公の利用に際し、自己の名前を表示させないこと、③ペンネームを使用すること、④自己の名誉又は声望を害するような、自分の作品の歪曲、切除、その他の改変、又は作品に関するその他の軽蔑的行為に異議を唱えることである。著作権法によると、著作者は、上記の著作者人格権を移転、放棄することができる。

著作財産権及び著作者人格権の保護期間については、基本的に、著作者の生存期間及び死後 50 年間である。応用美術の著作物の場合、著作財産権及び著作者人格権は、著作物が創作された日から 25 年間保護される。応用美術の著作物以外の集団的著作物及び視聴覚著作物の場合、著作財産権及び著作者人格権は、その著作物が創作された日、最初に公衆に利用可能となった日又は最初に公表された日のいずれか遅い日から、50 年間保護される。

4 無方式主義

パプアニューギニアでは、著作権は著作物を創作又は発行した時点で自動的に発生し、著作権の発生にはとくに出願・登録等の方式を要しないという「無方式主義」が採られている。パプアニューギニアには、任意の著作権登録の制度は存在しない。

5 侵害

しての共同社会の期待を反映した、集団又は個人の集団指向的かつ伝統に基づく創作を意味する。例えば、①民話、民詩、②民謡、③民俗舞踊、民俗劇、④民芸品、デッサン、絵画、彫刻、陶器、木工品、金属製品、宝飾品、手工芸品、衣装、土着の織物等がある。

著作権者は、その著作権が侵害された場合、侵害行為により直接生じた費用を含め、侵害行為の結果として被った不利益について、侵害者から損害賠償の支払を受ける権利を有する。侵害複製物が存在する場合、裁判所は、権利者が別段の請求をしない限り、権利者に損害を与えないような方法で、当該複製物及びその包装の破棄又はその他の合理的な処分を命じなければならない。第三者が善意で取得した複製物及びその包装には適用されない。侵害行為が継続する可能性がある場合、裁判所は、当該侵害行為の継続の停止を命じることができる。命令に反して侵害行為を行った者には、他の刑罰に加えて、10万キナの罰金が科される。

Ⅶ 営業秘密

パプアニューギニアには、営業秘密の侵害についてのみ規定した制定法は無い。しかし、パプアニューギニアにおいても、裁判所により、個別具体的事案ごとに、コモン・ローに基づく営業秘密保護が認められる。

パプアニューギニアにおいては、「営業秘密」(Trade Secret)として法的保護を受けるためには、以下の3つの要件を満たす必要がある。即ち、①一般的に知られていない又はその種の情報を通常取り扱う者がアクセスできないという意味で、秘密であること、②秘密であることによる商業的価値があること、③情報を合法的に管理する者が合理的な手段を用いて秘密を保持していることである。パプアニューギニアにおいても、その情報が商業的価値を有し、競争上優位に立つものである限り、かなりの量の先住民の知識が営業秘密として保護される可能性がある。例えば、土地所有者が独占的な情報を自ら商品化することを望まない場合であっても、土地へのアクセスを制限し、守秘義務契約の下でのみ部外者と情報を交換することで、知識の経済的利益を得ることができるといわれている¹²。

Ⅷ エンフォースメント

1 民事的手段(民事訴訟)

民事訴訟の手段は、特許権、意匠権、商標権、著作権等の侵害事件のほか、営業秘密侵害事件、詐称通用事件等も対象となる。商標権侵害及び著作権侵害のケースでは、刑事処罰の手段も可能であるが、1回限りの単発の効果しかない。これに対し、民事訴訟の手段においては、継続的に侵害行為を禁止する恒久的差止命令が可能であること、金銭的な損害賠償を得ることも可能であること等のメリットがある。

パプアニューギニアの裁判所規則は、オーストラリアのニューサウスウェールズ州の裁

¹²

https://www.researchgate.net/publication/322571689_Intellectual_property_rights_in_Papua_New_Guinea

判所規則を承継したものである。パプアニューギニアには、陪審員制度は無い。

パプアニューギニアで民事訴訟を提起する場合、アントン・ピラー命令等の暫定的救済手段を利用することも考えられる¹³。これは、被告に対して事前通知せずに一方的に裁判所から出される命令であり、被告敷地内への立入り、特定の物品や文書の搜索・検査等を可能とするものである。英国における著作権侵害及び秘密漏洩事件である *Anton Piller KG v. Manufacturing Processes* (1976) が先例となっており、多くのコモン・ロー系諸国で利用されている。

2 刑事的手段（刑事訴訟）

知的財産権を侵害された権利者は、被疑侵害者の行為が犯罪に該当する可能性があると考えられる場合、パプアニューギニア王立警察（Royal Constabulary of Papua New Guinea, RCPNG）に対し、被疑侵害者の訴追を求めることができる¹⁴。被疑侵害者の行為が犯罪に該当することの法的根拠としては、商標法、著作権及び隣接権法等がある。

例えば、商標法によると、①登録商標を偽造した者、②登録商標を商品に不正に使用した者、③登録商標を偽造する目的で金型、版木、機械又は器具を製造した者、及び④登録商標を偽造する又は偽造に使用する目的で金型、版木、機械若しくは器具を処分又は所有する者には、3年以下の懲役又は2,000キナ以下の罰金のほか、没収を科される。また、国外で正犯の実行を幫助、教唆、助言若しくは斡旋等した者には、500キナの罰金が科される。

また、著作権法によると、故意又は重大な過失により、営利を目的として、著作権を侵害した者には、10年以下の懲役及び／又は10万キナ以下の罰金が科される（但し、民事訴訟手続において救済措置に関する決定が下されていない場合に限る）。

このような刑事的手段は、警察・検察が被疑侵害者に対し、逮捕・勾留、搜索・差押等の強制処分を行うことにより、侵害行為の停止を比較的短期間で実現できる可能性があるため、事案によっては強力な手段となり得る。しかし、パプアニューギニアにおける実務運用上、どの程度の効果があるかについて、事案ごとに検討する必要がある。

3 税関での差止

パプアニューギニアは、アジアと南太平洋の間にあり、オーストラリアにも比較的近いことから、違法薬物や模倣品等の流通拠点となりやすいという地理的特徴がある。そこで、パプアニューギニア税関（Papua New Guinea Customs Service, PNGCS）で知的財産権侵害物品の流通を阻止することが、知的財産権者にとって重要な目標となる。

税関での差止に係る手続の概要は、次のとおりである。即ち、商標権者及び著作権者は、あらかじめ、税関に対し、保証金とともに申請書を提出し、税関で発見された知的財産権侵害物品の輸出入通関を一時停止するよう要求する。承認された申請は、2年間有効とされる。

¹³ <https://sheriamtaani.wordpress.com/2012/07/30/anton-piller-orders/>

¹⁴ <https://ipopng.gov.pg/ip-infringement/>

税関が知的財産権侵害物品を発見した場合、当該物品の通関を一時停止・留置するとともに、当該物品を輸出入しようとする者に対し、一時停止・留置の旨を通知する。一時停止・留置は最大 10 営業日続くが、その間に、知的財産権者は、知的財産権の侵害を理由に輸出入者を提訴するとともに、裁判所に仮差押命令の発布を要求する。知的財産権者が期間内に裁判所の法的手続が開始されたという証拠を税関に提出しない場合、税関は、一時停止を解除し、当該物品を解放する。知的財産権者は、物品のサンプルを分析し、知的財産権侵害の有無を判断する。訴訟手続が開始された場合、裁判所は、裁判の結果が出るまでの間、物品の仮差押命令を発布しなければならず、税関は、当該命令に従わなければならない。また、税関は、著作権者又は商標権者が税関での差止を申請していない場合でも、職権により、知的財産権侵害物品の通関を一時停止・留置することができる。この場合、税関は知的財産権者と商品の所有者の双方に一時停止・留置の旨を通知しなければならず、知的財産権者は 10 営業日以内に税関に正式に停止を要請する必要がある。その後、知的財産権者は、上記と同じ方法で裁判所に提訴しなければならない。これが行われない場合、税関は一時停止・留置を解除し、当該物品を解放する¹⁵。

IX おわりに

以上、パプアニューギニアの知的財産法制度の概要を紹介したが、パプアニューギニアの知的財産法については、米国・EU・中国の知的財産法に比べ、日本語の文献・論文等の情報が少ないのが現状である。

しかし、パプアニューギニアは、観光地としても極めて魅力的な国であるほか、鉱物資源及び水産資源も豊かである。また、パプアニューギニアは、メラネシアで最大の人口及び面積を有し、領海の面積は広く、軍事的・戦略的にも西太平洋における重要な位置を占めている。また、英語を公用語とし、議会制民主主義の下で、政治は比較的安定している。パプアニューギニアは、日本企業にとって重要な貿易・投資相手国の一つであり続けるであろうことから、今後も、パプアニューギニアの知的財産法制度の動向について注目していく必要性が高いと思われる。

※ 初出：『特許ニュース No.16116』（発明推進協会、2024 年、原題は「世界の知的財産法 第 57 回 パプアニューギニア」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

¹⁵ <https://customs.gov.pg/trade.php?q=general-ipr-information>